

入学料納付が経済的に困難な家庭における入学料減免制度

(東日本大震災等における被災者以外の方が対象)

入学料の納付が経済的に困難な家庭については、入学料を免除又は1/2減額する制度があります。

(1) 対象となる世帯

入学料減免対象者	免除金額	比較・説明
生活保護受給世帯	全額免除	現に生活保護を受けている者
生活保護受給世帯と同程度の世帯	全額免除	生活保護認定額に比して1.0以下 (「東京都立学校の入学料減免取扱要領」により算定した結果、収入認定額が生活保護認定額以下となった者)
生活保護受給世帯に準ずる世帯	1/2減額	生活保護認定額に比して1.0を超え1.2以下 (「東京都立学校の入学料減免取扱要領」により算定した結果、収入認定額が生活保護認定額を超え、1.2倍以下となった者)

(2) 申請期間

合格発表の日の翌日から起算して5日以内に経営企画室に書類を提出

(ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日)

(3) 申請書類

世帯の状況により提出物が異なります。以下をご覧ください。

●生活保護受給世帯

提出書類	備考
入学料等減免申請書	様式はHPIにあり
生活保護受給証明書	

●生活保護受給世帯と同程度及び準ずる世帯

提出書類	備考
入学料等減免申請書	様式はHPIにあり
世帯状況届	様式はHPIにあり
住民票記載事項証明書	様式はHPIにあり
収入に関する証明書(該当するものについて書類の写しを提出)	
給与収入のある方	前年分の源泉徴収票、給与証明書等、現在の収入状況を証明する書類 給与証明書は、雇用主の証明が必要
事業収入のある方	前年分の確定申告書の控、税理士・公認会計士の作成した証明書等、現在の収入状況を証明する書類
年金収入のある方(老齢・障害・遺族等)	年金改定通知書又は年金振込通知書等最新の受給額を確認できる書類
失業等給付、訓練手当の受給者	雇用保険受給資格者証・訓練手当の金額が確認できる書類
収入のない方	非課税(所得)証明書、扶養者欄に記載のある源泉徴収票・確定申告書の控等、現在収入のないことを証明する書類
各種加算	「生活保護認定額表」の別表3及び4参照
医療費	「生活保護認定額表」の別表3及び4参照

(4) 入学料の減免審査方法について

申請時の世帯状況及び収入状況を審査し、決定します。「東京都立学校の入学料減免取扱要領」により算定した結果、減免対象とならない(不許可となる)場合があります。